

第34回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第34期

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

| | |
|-------------------------|----|
| ■ 事業報告 | 1 |
| 1 当社グループの現況に関する事項 | |
| (7) 主要な事業内容 | |
| (8) 従業員の状況 | |
| (9) 主要な借入先 | |
| 4 会計監査人の状況 | |
| 5 会社の体制および方針 | |
| ■ 連結計算書類 | 8 |
| 連結株主資本等変動計算書 | |
| 連結注記表 | |
| ■ 計算書類 | 30 |
| 株主資本等変動計算書 | |
| 個別注記表 | |
| ■ 監査報告書 | 41 |
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 | |

上記の事項は、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

当社ウェブサイト：<https://www.fields.biz/ir/>

フィールズ株式会社

事業報告

1 当社グループの現況に関する事項

(7) 主要な事業内容

遊技機の企画・開発・製造・販売ならびに遊技機周辺のソリューション・サービスの提供
IPの企画・開発・販売
CGおよび映像作品の企画・制作・販売

(8) 従業員の状況

① 当社グループの従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 1,193名 [357名] | 73名減 |

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト、嘱託、契約社員を含み、派遣社員を除く）は年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

② 当社の従業員数

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|--------|--------|
| 505名 [21名] | 40歳3ヶ月 | 13年5ヶ月 |

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト、嘱託、契約社員を含み、派遣社員を除く）は年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

(9) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|------------------------------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 4,296百万円 |
| 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケートローン（計2行） | 3,500百万円 |

4 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 51百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社および当社の子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備することについて、取締役会で次のとおり決議しております。

①業務運営の基本方針

当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」のもと、継続的な企業価値の向上を実現させるべく、経営の仕組みや組織体制の構築、社内業務全般にわたる諸規程の整備により、明確な権限と責任をもって業務を遂行する。

②当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループの取締役および従業員は、当社グループの「企業行動規範」に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。
- b. 当社は、当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンスに関連する諸規程および内部通報制度を整備、運用し、取締役および従業員のコンプライアンスに関する意識向上を図るための教育研修を実施する。
- c. 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門である監査室が、当社グループ全体のコンプライアンスの運用状況について内部監査を実施し、定期的にその結果を当社の社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 取締役の職務に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報につき、文書管理規程等に基づき保存および管理を行う。
- b. 取締役および監査役は、いつでも前項の文書を閲覧できるものとする。

④当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

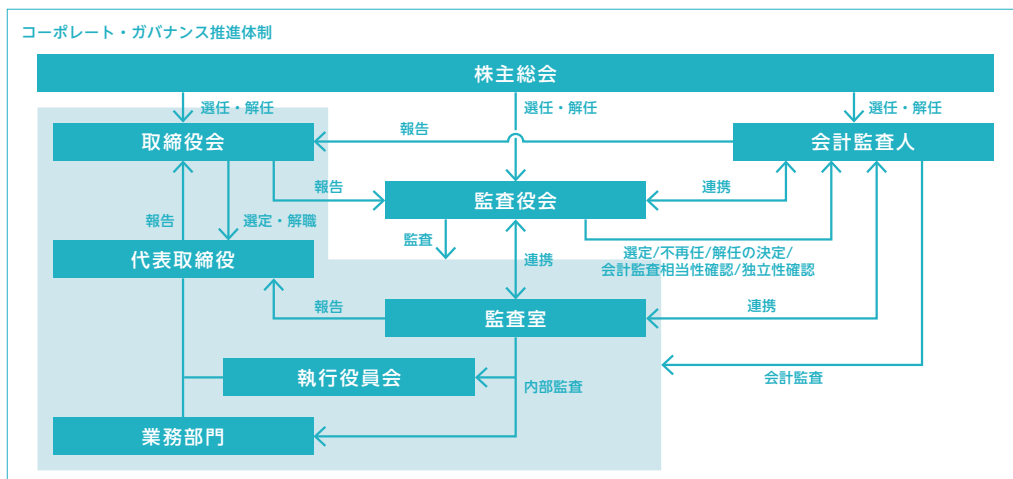
- a. 当社グループのリスク管理体制を確保するため、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視および全社的対応を行う。
- b. 当社グループの各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当各部門が行う。また、当社グループ各社は、職務権限・決裁に関する規程を整備、運用し、自ら業務執行に係るリスクの適切な管理に努める。
- c. 取締役および従業員のリスク管理に関する意識向上を図るため、教育研修を実施する。
- d. 監査室は、当社グループの各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。是正または改善の必要があるときには社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告し、主管部署または監査を受けた部署は、速やかにその対策を講ずる。

⑤当社グループの取締役および従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行う。
- b. 当社は、執行役員制度の採用により、業務執行における意思決定の迅速化を図る。
- c. 当社は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき当社グループにおける責任と権限を明確にし、当社グループ全体の業務執行の効率化を図る。

- d.当社グループ各社は、当社グループの経営方針に基づき、当社との間で方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社グループ各社の日常の業務執行については、関係諸規程に則し、規律と効率に留意するとともに、組織間の連携を実現する。
- e.当社グループでは、中期経営計画およびこれに基づく年度経営計画のもと、取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けた効率的な業務執行を行う。
- ⑥当社グループにおける職務の執行に係る事項の報告その他業務の適正を確保するための体制
- a.当社は、グループ規程を定め、当社グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の経営上重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけるとともに、コンプライアンスやリスクマネジメント等の定性的な課題の把握に努める。
- b.子会社・関連会社に対しては、日常の意思疎通、役員派遣、議決権行使などを通じて、業務の適正を確保することを図る。
- c.グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行うための体制を整備、運用する。
- d.監査室は、当社および当社グループ会社の業務の状況について内部監査を実施し、その結果を当社の社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。
- e.当社に当社グループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社とグループ会社との間の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ⑦当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当社監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a.当社は、監査役が補佐する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置する。なお、当該従業員が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
- b.当該従業員の人事評価、配属、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査役と協議し、それらの事項を決定する。
- ⑧当社監査役への報告に関する体制
- a.当社グループの役員および従業員は、重大な法令違反や当社グループに損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を発見した場合は、適時、適切な方法により監査役に報告する。これらの者から報告を受けた者も、遅滞なく監査役に報告する。
- b.監査役は、必要がある場合には、いつでも当社グループの役員および従業員に対して重要事項の報告を求めることができる。
- c.監査役は、当社グループ各社の取締役会への出席のほか、執行役員会その他の業務執行上重要な会議に出席することができる。また、当該会議体の議事録等の関連資料を閲覧し、その説明を求めることができる。
- d.当社グループは、内部通報制度を設置し、当社のコンプライアンス担当取締役が当社グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかわる情報を定期的に監査役に報告する。
- ⑨当社監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

- ⑩当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
 監査役の職務の遂行によって生ずる費用および債務については、当該費用等が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に処理する。
- ⑪その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、いつでも当社グループの役員および従業員に対し個別ヒアリングの機会を求めることができるとともに、当社の社長、監査室および会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催する。
 - 当社グループ各社の監査役は、四半期に1回、グループ監査役会を開催し、情報の共有、意見交換等を行う。
 - 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担する。
- ⑫反社会的勢力の排除に向けた体制
- 当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、経営活動への関与を拒絶し、健全な会社経営を行う。また、反社会的勢力・団体によるいかなる接触に対しても組織として毅然とした対応をする。
 - 期せずして反社会的勢力と関係を有することが判明した場合でも、反社会的勢力排除条項を契約書等に定めることにより、速やかに関係を遮断するための体制を整える。
 - 当社グループ各社の役員および従業員に対し、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断するべく、周知徹底を行う。
 - 不当要求の対応等に関する対応部署を定め、管轄警察署等関係諸機関とも連携し、情報の収集・管理に努めるとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行うとともに、独立社外取締役が、独立かつ客観的な立場から意見をを行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

②内部監査体制に対する取り組み

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社グループ全体の内部統制システムの運用状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査役会ならびに当社グループ会社社長に報告しております。

また、内部監査部門は、内部監査の結果を適時、監査役会に共有し、連携体制を確保しております。毎月開催される監査役会では、監査役による取締役および重要な従業員から個別ヒアリングの機会を設けており、内部監査部門も同席しております。さらに監査役会と会計監査人は定期的に意見交換会を開催し、十分な連携の確保に努めております。

③監査役の職務の執行

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、うち、常勤監査役1名を含む2名を独立役員に指定しております。

常勤監査役は、日常の監査等において収集した情報を適切に監査役会に報告し、情報の共有を行っております。非常勤監査役は、それぞれの専門分野や見識に基づき、多角的な視点において職務を遂行しております。

また、常勤監査役は、取締役会以外の場においても社外取締役と意見交換を行っており、社外取締役の独立性を損なうことなく情報収集に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

一方、市場環境の急激な変化に伴い、中長期的な視点で財務基盤の安定化を図り、収益拡大に向けた投資資金の確保を優先することが、将来的な企業価値向上も含めた最大の株主還元につながると判断しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|------------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2021年4月1日残高 | 7,948 | 7,579 | 16,104 | △1,946 | 29,686 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | — | — | △1,441 | — | △1,441 |
| 会計方針の変更を反映し た当期首残高 | 7,948 | 7,579 | 14,663 | △1,946 | 28,245 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | △323 | — | △323 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | — | — | 2,471 | — | 2,471 |
| 連結範囲の変動 | — | — | △39 | — | △39 |
| 連結子会社株式の取得に よる持分の増減 | — | △3 | — | — | △3 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額) | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | △3 | 2,107 | — | 2,104 |
| 2022年3月31日残高 | 7,948 | 7,576 | 16,771 | △1,946 | 30,349 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|------------------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|-------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る調整 累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 2021年4月1日残高 | 116 | 1 | △0 | 117 | 7 | 632 | 30,443 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | — | — | — | — | — | △146 | △1,587 |
| 会計方針の変更を反映し た当期首残高 | 116 | 1 | △0 | 117 | 7 | 486 | 28,856 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | — | △323 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | — | — | — | — | — | — | 2,471 |
| 連結範囲の変動 | — | — | — | — | — | — | △39 |
| 連結子会社株式の取得に よる持分の増減 | — | — | — | — | — | — | △3 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額) | △98 | 0 | 3 | △93 | 21 | 663 | 591 |
| 当期変動額合計 | △98 | 0 | 3 | △93 | 21 | 663 | 2,695 |
| 2022年3月31日残高 | 18 | 1 | 3 | 23 | 28 | 1,150 | 31,551 |

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 …………… 16社
連結子会社の名称 …………… フィールズジュニア株式会社
新日テクノロジー株式会社
株式会社BOOOM
株式会社マイクロキャビン
株式会社クロスアルファ
株式会社スパイキー
株式会社エフ
トータル・ワークアウトプレミアムマネジメント株式会社
株式会社ルーセント
株式会社フューチャースコープ
株式会社デジタル・フロンティア
集拓聖域股份有限公司
株式会社GEMBA
ぱちんこパチスロ情報ステーション株式会社
株式会社七匠
株式会社円谷プロダクション

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社エフは、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 …………… 株式会社東京プレミアムダイニング
プロフェッショナル・マネジメント株式会社
株式会社エイブ …………… 他6社

前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社エフは、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 …………… 3社

持分法を適用した関連会社の名称 …… 株式会社総合メディア
株式会社エスピーオー
株式会社角川春樹事務所

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社ナンバーナインは、全ての株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用しない非連結

子会社および関連会社の名称 …………… 株式会社東京プレミアムダイニング
プロフェッショナル・マネジメント株式会社
株式会社グラマラス
株式会社エイブ
ジー・アンド・イー株式会社
バーチャル・ライン・スタジオ株式会社 他6社

前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社であった株式会社エフは、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の仮決算に基づく計算書類を使用しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

1 商品及び製品

当社

中古遊技機 …………… 個別法

その他 …………… 移動平均法

連結子会社 …………… 総平均法

2 仕掛品

連結子会社 …………… 個別法

3 原材料

当社 …………… 移動平均法

連結子会社 …………… 総平均法

4 貯蔵品

…………… 最終仕入原価法

5 商品化権

…………… 個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 当社および国内連結子会社は定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次の通りです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法を採用しています。

③ 長期前払費用 …………… 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社においては、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社においては、役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しています。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しています。

当社および連結子会社の収益認識としては、一時点で移転される財およびサービスと一定の期間にわたり移転される財およびサービスがあります。一時点で移転される財およびサービスについては、主として遊技機の販売に係る収益があり、遊技場に遊技機を出荷した時点で収益を認識しています。一定の期間にわたり移転される財およびサービスについては、主として受託契約に係る収益があり、合理的な進捗度の見積りができる受託契約については、インプット法に基づき収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- ① 遊技機の販売に係る収益 … 当社と顧客との契約から生じる収益は、主に遊技場に対して遊技機を販売することによるものです。遊技場との売買契約書上、遊技機を遊技場に出荷した時点にて危険負担が遊技場に移転するため、当社の履行義務である遊技場に対する遊技機の引渡は、その時点にて完了すると判断しています。当社が総発売元となる取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機を当社が独占的に販売する取引については、当社が当該遊技機を自ら提供することが履行義務であり、本人であると判断したため、顧客である遊技場に遊技機を出荷した時点にて、当社が遊技場に販売した遊技機代金を収益として認識しています。当社が総発売元とならない取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機の一部を当社が遊技機メーカーに代わって販売する取引については、当社は当該遊技機が遊技機メーカーから提供されるよう手配することが履行義務であり、代理人であると判断したため、遊技場に遊技機を出荷した時点にて、顧客である遊技機メーカーから受け取る代行手数料の金額を収益として認識しています。

- ② 商品化権使用許諾契約 … 当社および一部の連結子会社が取得・保有する商品化権の使用許諾契約に係る収益は、当社が総発売元となる遊技機の商品化権については、買戻し契約に該当する遊技機メーカーへの有償支給取引と判断したため、該当する遊技機の販売時に有償支給分を仕入価格から控除することとしています。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 控除対象外消費税等 …… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用の会計処理として処理しています。
- ② のれんの償却方法 …… のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、10年以内の合理的な年数で均等償却しています。
- ③ 退職給付に係る負債の… 当社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

II.会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1 遊技機の代行店販売に係る収益認識

遊技機の代行店販売に係る収益について、従来はすべて、遊技機が遊技場に納品され、遊技機メーカーへ遊技機代金が納入された時点で遊技機メーカーから受け取る代行手数料の金額を収益として認識していましたが、契約の識別検討により顧客を特定した結果、当社が総発売元となる取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機を当社が独占的に販売する取引については、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割を本人と判断し、代理店販売と同様に遊技機を出荷した時点で当社が遊技場に販売した遊技機代金を収益として認識する方法に変更しています。

2 商品化権使用許諾契約に係る収益認識

当社および一部の連結子会社が取得・保有する商品化権の使用許諾契約に係る収益について、従来はすべて、遊技機メーカーと締結した使用許諾契約に基づく収益を認識していましたが、当社が総発売元となる遊技機の商品化権については、買戻し契約に該当する遊技機メーカーへの有償支給取引と判断した結果、該当する遊技機の販売時に有償支給分を仕入価格から控除する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」および「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」および「その他」に含めて表示しています。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っていません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は36,286百万円増加し、売上原価は35,276百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,009百万円増加しています。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は1,441百万円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「Ⅷ.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

Ⅲ.表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、流動資産に掲記していた「商品化権前渡金」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当連結会計年度より「商品化権」に科目名称を変更しています。

Ⅳ.会計上の見積りに関する注記

1. 遊技機製造販売に関する棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|----------|----------|
| 仕掛品 | 2,874百万円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,831百万円 |
| 商品化権 | 3,207百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

仕掛品、原材料及び貯蔵品、商品化権の評価基準は、原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結計算書類に計上しています。

②重要な会計上の見積りに用いた仮定

仕掛品、原材料及び貯蔵品、商品化権の正味売却価額の算定の基礎は、遊技機の販売計画(販売見込数量および販売価格)に基づいています。販売計画には、過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

③重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

販売計画は、消費者の嗜好、新型コロナウイルス感染症・その他の世界情勢に起因する原材料調達状況、遊技機業界環境等に影響を受ける可能性があり、これらに変化がある場合には仕掛品、原材料及び貯蔵品、商品化権について評価損が発生し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,623百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

のれんは、毎期償却されますが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し当該金額を控除した額を連結計算書類に計上していません。

②重要な会計上の見積りに用いた仮定

減損損失の認識は、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額に基づき評価しています。のれんは遊技機開発および製造を行う連結子会社に関するものであり、当該回収可能価額は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定されており、当該事業計画の重要な見積要素は遊技機の販売計画および製造計画です。事業計画には、過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積もりが含まれています。

③重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画は、消費者の嗜好、新型コロナウイルス感染症・その他の世界情勢に起因する原材料調達状況、遊技機業界環境等に影響を受ける可能性があり、設定した仮定に変化がある場合にはのれんの減損が発生し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

V.連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

| | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | 3,264百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 70百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 3,233百万円 |
| 合 計 | 6,567百万円 |

2. 担保資産および担保付債務

(1) 連結会社の担保に供している資産および担保付債務

| | |
|-----|----------|
| 建物 | 637百万円 |
| 土地 | 1,674百万円 |
| 合 計 | 2,311百万円 |

(注) 上記金額は連結会社と金融機関との間で締結した融資契約に基づき、根抵当権を設定したものです。

| | |
|---------------|----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 80百万円 |
| 長期借入金 | 2,173百万円 |
| 合 計 | 2,253百万円 |

(2) 連結会社以外の会社の借入金の担保に供している資産

| | |
|------|--------|
| 定期預金 | 100百万円 |
| 合 計 | 100百万円 |

3. 偶発債務

当社は遊技機メーカーから遊技場への遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っています。

| | |
|------------------|--------|
| 株式会社ガイア | 36百万円 |
| 株式会社正栄プロジェクト | 23百万円 |
| 朝日商事株式会社 | 18百万円 |
| 株式会社王手 | 12百万円 |
| 有限会社大成観光 | 11百万円 |
| 株式会社ミカドグローバル | 7百万円 |
| 株式会社コロナワールド | 7百万円 |
| 株式会社敬愛 | 7百万円 |
| 株式会社百反 | 5百万円 |
| 株式会社一六商事ホールディングス | 5百万円 |
| その他 | 113百万円 |
| 合 計 | 249百万円 |

VI. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 94,900百万円

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 34,700,000株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|--------------|------------|------------|
| 2021年6月16日 定時株主総会 | 普通株式 | 323百万円 | 10円 | 2021年3月31日 | 2021年6月17日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|-------|--------------|------------|------------|
| 2022年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 646百万円 | 利益剰余金 | 20円 | 2022年3月31日 | 2022年6月23日 |

Ⅷ.金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは一時的な余資は安全性の高い金融資産を中心に運用する方針です。

短期的な運転資金は銀行借入により調達し、中長期的な資金調達に関しては、資金使途および市場環境に照らし適切に判断していく方針です。

また、デリバティブ取引については、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容およびリスク

受取手形、売掛金および電子記録債権は通常の営業活動に伴い生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は主に取引先企業との業務または資本提携等に関連するものであり、市場価格の変動リスクに晒されています。貸付金は主に関連会社等に対する貸付であり、貸付先の信用リスクに晒されています。敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約による差入保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されています。

支払手形及び買掛金は通常の営業活動に伴い生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。借入金は主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部の借入金は金利変動リスクに晒されています。未払法人税等は法人税、住民税および事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形、売掛金および電子記録債権については、債権管理規程に従い各事業部門で取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めています。貸付金は管理本部において貸付先の財務状況を把握することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、管理本部において定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。借入金の金利変動リスクについては、管理本部において随時市場金利の動向を監視しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新し流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------------|------------|--------|----|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 84 | 84 | — |
| (2) 長期貸付金 | 215 | | |
| 貸倒引当金 (※3) | △160 | | |
| | 55 | 55 | 0 |
| (3) 敷金及び保証金 | 2,226 | 2,222 | △4 |
| 資産計 | 2,366 | 2,362 | △4 |
| (1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) | 11,560 | 11,561 | 0 |
| 負債計 | 11,560 | 11,561 | 0 |

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区分 | 当連結会計年度 (百万円) |
|--------|---------------|
| 非上場株式 | 353 |
| 子会社株式 | 90 |
| 関連会社株式 | 901 |
| 合計 | 1,344 |

(※3) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 32,404 | — | — | — |
| 受取手形 | 881 | — | — | — |
| 売掛金 | 11,320 | 14 | — | — |
| 電子記録債権 | 708 | — | — | — |
| 長期貸付金(※1) | — | 55 | — | — |
| 合計 | 45,314 | 69 | — | — |

(※1) 長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない160百万円は含めていません。

(※2) 敷金及び保証金は、返還期日が確定しているものではないため、上記金額に含めていません。

(注2) 長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 短期借入金 | 1,202 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 5,030 | 2,712 | 1,621 | 162 | 1,701 | 331 |
| 合計 | 6,232 | 2,712 | 1,621 | 162 | 1,701 | 331 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|---------|----------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 54 | — | — | 54 |
| 資産計 | 54 | — | — | 54 |

(注) 投資信託等の時価は上記に含めていません。投資信託等の連結貸借対照表計上額は30百万円です。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|--------------------------|----------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期貸付金 | — | 55 | — | 55 |
| 敷金及び保証金 | — | 2,222 | — | 2,222 |
| 資産計 | — | 2,277 | — | 2,277 |
| 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) | — | 11,561 | — | 11,561 |
| 負債計 | — | 11,561 | — | 11,561 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

敷金及び保証金

これらの時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しています。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 合計 (百万円) |
|------------------------|----------|
| 一時点で移転される財およびサービス | 89,961 |
| 一定の期間にわたり移転される財およびサービス | 4,939 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 94,900 |
| 外部顧客への売上高 | 94,900 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

| | 当連結会計年度 | |
|---------------|------------|------------|
| | 期首残高 (百万円) | 期末残高 (百万円) |
| 顧客との契約から生じた債権 | 5,564 | 12,924 |
| 契約資産 | 228 | 474 |
| 契約負債 | 863 | 1,464 |

契約資産は遊技機の企画・開発および映像作品の企画・制作において、期末日時点で進捗している制作物に係る対価への権利に関するものです。契約資産は、制作物の納品が完了し対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられ、当該対価は各契約条件に従い、請求・受領しています。

契約負債は主に遊技機の企画・開発および映像作品の企画・制作において、顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は558百万円です。

また、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものです。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものです。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。

未充足（または部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において、1,876百万円であります。当該履行義務は、期末日後1年以内にほとんど全てが収益として認識されると見込んでいます。

XI.1 株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 939円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 76円43銭 |

XII. 重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行のための会社分割)

当社は、2022年3月22日付「持株会社体制への移行検討開始のお知らせ」において、2022年10月3日を目途に持株会社体制へ移行する旨公表しています。

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、2022年10月3日をもって持株会社体制へ移行するべく、新設分割方式による会社分割（以下「本件分割」といいます。）を実施すること、および定款を一部変更することを決議いたしました。

なお、本件分割による持株会社体制への移行および定款の一部変更につきましては、2022年6月22日開催予定の当社定時株主総会で関連する議案が承認されることを条件として実施する予定です。

また、本件分割は、当社単独の新設分割であるため、開示事項および内容を一部省略して開示しています。

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、創業以来『すべての人に最高の余暇を』という企業理念のもと、コンテンツビジネスを成長戦略の柱に据えた経営方針を掲げて参りました。2010年には「ウルトラマン」を始め多数のIPを保有する株式会社円谷プロダクション、ならびに国内最大規模のCG・VFX映像事業を手掛ける株式会社デジタル・フロンティアを子会社化し、グローバルに通用するIPの創造と育成、デジタルビジネスへの事業投資を戦略的に進めて参りました。

株式会社円谷プロダクションが展開する「ウルトラマン」IPは、国内における伸びはもとより、アジア地域においてロイヤリティ収入が昨年対比で約3倍になるなど大きく伸長しています。北米市場で日本IPのマーチャンダイジングが好調に推移していることを受けて、「ウルトラマン」IPを今後はワールドワイドで積極的に展開して参ります。

さらに、デジタル技術の進展により、メタバースなどの仮想空間やNFTを活用したビジネスが今後主流になっていくと想定される中、有力IPホルダーであり、デジタル映像制作ノウハウを有している当社グループは、「IP×デジタル」ビジネスを成長戦略の柱に据えて、積極的かつ革新的にビジネスを進化させていくために、持株会社体制に移行することといたします。

今後IPの価値が一層高まる事業環境の訪れが想定される中、当社が担う遊技機事業を会社分割により持株会社の子会社とし、「IP×デジタル」ビジネス企業群と並列の組織体制にいたします。持株会社は、主に以下の役割を担って参ります。

①戦略的な投資、事業提携

グローバルに通用するIPの創造・育成や、デジタルビジネスなどへの事業投資を戦略的に進めて参ります。また相乗効果を望める企業等との、事業提携や資本提携の推進を、持株会社が担って参ります。

②グループ企業価値の最大化

持株会社では、積極的かつ革新的な経営戦略を立案・推進し、その戦略のもと各事業会社を支援しグループシナジーの創出・拡大を促します。これらを通じてグループ企業価値の最大化を図って参ります。

2. 持株会社体制への移行方法

(1) 本件分割の日程

| | |
|----------------|------------------------|
| 2022年5月18日 | 新設分割計画書の承認取締役会 |
| 2022年6月22日（予定） | 新設分割計画書の承認株主総会 |
| 2022年10月3日（予定） | 持株会社体制への移行（新設分割の効力発生日） |

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設する「フィールズ株式会社」を承継会社とする新設分割を実施します。なお、当社は、2022年10月3日（予定）をもって持株会社に移行し、商号を「円谷フィールズホールディングス株式会社」に変更する予定です。

(3) 株式の割当て

本件分割に際して新設会社「フィールズ株式会社」が発行する普通株式1,000株をすべて分割会社である当社に割当てます。

(4) 当社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本件分割により増加する当社の資本金等

本件分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

本件分割により、新設会社は、新設分割計画書の定めに従って、当社が分割事業に関して有する本件分割の効力発生日時点の資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継いたします。なお、当社から新設会社に承継される一切の債務につき、当社は新設会社とともに、重疊的に債務を引受けるものとします。

(7) 債務の履行の見込

当社および新設会社は、本件分割の効力発生日以降に履行すべき債務の履行を担保するのに足りる資産を有しており、当社および新設会社の負担すべき債務の履行の見込について、特段の問題はないものと判断しています。

3. 分割当事会社の概要

| | 分割会社 (2022年3月31日時点) | 新設会社 (2022年10月3日設立予定) |
|---------------|---|--------------------------|
| (1) 商号 | フィールズ株式会社 (2022年10月3日付で円谷フィールズホールディングス株式会社に商号変更予定) | フィールズ株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都渋谷区南平台町16番17号 | 東京都渋谷区南平台町16番17号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長兼社長 山本英俊 | 代表取締役 山本英俊 |
| (4) 主な事業内容 | コンテンツ関連ビジネス 遊技機の企画開発および販売 | 遊技機の企画開発および販売 |
| (5) 資本金 | 7,948百万円 | 100百万円 |
| (6) 設立年月日 | 1988年6月 | 2022年10月3日(予定) |
| (7) 発行済株式数 | 34,700,000株 | 1,000株 |
| (8) 決算期 | 3月末日 | 3月末日 |

| | | | | |
|---|--------------------------|--------|-------------------------|------|
| (9) 大株主および持株比率 ※持株比率は発行済株式総数に対する所有株式数の割合 | 山本 英俊 | 25.58% | 円谷フィールズホールディングス株式会社（予定） | 100% |
| | 山本 剛史 | 10.41% | | |
| | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 6.41% | | |
| | 有限会社ミント | 4.61% | | |
| | 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 2.97% | | |
| | JPモルガン証券株式会社 | 1.92% | | |
| | 栢森 秀行 | 1.45% | | |
| | 栢森 将豪 | 1.44% | | |
| | 栢森 綾音 | 1.44% | | |
| | MSCO CUSTOMER SECURITIES | 1.23% | | |

※分割会社の最近3年間の財政状態および経営成績（連結）

| 決算期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 | 2022年3月期 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 総資産（百万円） | 64,317 | 52,370 | 70,001 |
| 純資産（百万円） | 34,279 | 30,443 | 31,551 |
| 1株当たり純資産（円） | 1,018.63 | 921.80 | 939.42 |
| 売上高（百万円） | 66,587 | 38,796 | 94,900 |
| 営業利益（百万円） | 713 | △2,241 | 3,444 |
| 経常利益（百万円） | 939 | △2,032 | 3,634 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 490 | △3,452 | 2,471 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 14.79 | △105.78 | 76.43 |

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業部門の事業内容

遊技機の企画開発および販売事業（付帯する事業を含む）

(2) 分割する事業部門の2022年3月期における経営成績

(単位：百万円)

| | 分割事業部門 (a) | 当社 (分割前) (b) | 比率 (a/b) |
|-----|------------|--------------|----------|
| 売上高 | 83,604 | 83,604 | 100% |

(3) 分割する資産、負債の項目および金額（2022年3月31日現在）

分割する事業部門に属する資産、負債を新設分割会社に承継いたします。なお、金額については、現時点では確定できておりません。確定次第お知らせいたします。

5. 会社分割後の状況

| | 分割会社 | 新設会社 |
|---------------|-------------------------|------------------|
| (1) 商号 | 円谷フィールズホールディングス株式会社（予定） | フィールズ株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都渋谷区南平台町16番17号 | 東京都渋谷区南平台町16番17号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長CEO 山本英俊 | 代表取締役 山本英俊 |
| (4) 主な事業内容 | グループ経営管理 | 遊技機の企画開発および販売 |
| (5) 資本金 | 7,948百万円 | 100百万円 |
| (6) 決算期 | 3月末日 | 3月末日 |

6. 今後の見通し

本件分割により事業を承継する新設会社は、当社の100%子会社であるため、連結業績に直接的な影響はありません。

XIII.その他の注記

当座貸越契約、シンジケート型タームローン契約について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約、シンジケート型タームローン契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末日の借入金未実行残高は次の通りです。

| | |
|---------------------|-----------|
| 当座貸越限度額およびタームローンの総額 | 16,200百万円 |
| 借入実行残高 | 5,023百万円 |
| 差引額 | 11,177百万円 |

上記のシンジケート型タームローン契約について、以下の財務制限条項が付されています（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しています）。

- ① 各連結会計年度末日における連結貸借対照表および単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2020年3月期末日の金額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。
- ② 2021年3月期末日およびそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書および単体の損益計算書上の経常損失を2期連続して計上しないこと。

計算書類

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|------------------------------|-------|-------|-------------|-------|--------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 2021年4月1日残高 | 7,948 | 7,994 | 7,994 | 9 | 20,000 | △4,333 | 15,675 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | - | - | - | - | - | △1,237 | △1,237 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 7,948 | 7,994 | 7,994 | 9 | 20,000 | △5,571 | 14,438 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | △323 | △323 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 1,595 | 1,595 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 1,272 | 1,272 |
| 2022年3月31日残高 | 7,948 | 7,994 | 7,994 | 9 | 20,000 | △4,298 | 15,710 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|------------------------------|--------|--------|----------------------|----------------|-------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 2021年4月1日残高 | △1,946 | 29,672 | 100 | 100 | 7 | 29,779 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | - | △1,237 | - | - | - | △1,237 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | △1,946 | 28,435 | 100 | 100 | 7 | 28,542 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | △323 | - | - | - | △323 |
| 当期純利益 | - | 1,595 | - | - | - | 1,595 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | - | - | △100 | △100 | 21 | △79 |
| 当期変動額合計 | - | 1,272 | △100 | △100 | 21 | 1,193 |
| 2022年3月31日残高 | △1,946 | 29,707 | △0 | △0 | 28 | 29,735 |

個別注記表

I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

商品

中古遊技機 …………… 個別法

その他 …………… 移動平均法

原材料 …………… 移動平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

商品化権 …………… 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次の通りです。

建物 3～38年

構築物 10～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法を採用しています。

(3) 長期前払費用 …………… 定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。
- (3) 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しています。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。
また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益および費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- (1) 遊技機の販売に係る収益 …………… 当社と顧客との契約から生じる収益は、主に遊技場に対して遊技機を販売することによるものです。遊技場との売買契約書上、遊技機を遊技場に出荷した時点にて危険負担が遊技場に移転するため、当社の履行義務である遊技場に対する遊技機の引渡は、その時点にて完了すると判断しています。
- 当社が総発売元となる取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機を当社が独占的に販売する取引については、当社が当該遊技機を自ら提供することが履行義務であり、本人であると判断したため、顧客である遊技場に遊技機を出荷した時点にて、当社が遊技場に販売した遊技機代金を収益として認識しています。
- 当社が総発売元とならない取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機の一部を当社が遊技機メーカーに代わって販売する取引については、当社は当該遊技機が遊技機メーカーから提供されるよう手配することが履行義務であり、代理人であると判断したため、遊技場に遊技機を出荷した時点にて、顧客である遊技機メーカーから受け取る代行手数料の金額を収益として認識しています。
- (2) 商品化権使用許諾契約に係る収益 …………… 当社が取得・保有する商品化権の使用許諾契約に係る収益は、当社が総発売元となる遊技機の商品化権については、買戻し契約に該当する遊技機メーカーへの有償支給取引と判断したため、該当する遊技機の販売時に有償支給分を仕入価格から控除することとしています。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 控除対象外消費税等…………… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用の会計処理 …………… 費用として処理しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1 遊技機の代行店販売に係る収益認識

遊技機の代行店販売に係る収益について、従来はすべて、遊技機が遊技場に納品され、遊技機メーカーへ遊技機代金が納入された時点にて遊技機メーカーから受け取る代行手数料の金額を収益として認識していましたが、契約の識別検討により顧客を特定した結果、当社が総発売元となる取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機を当社が独占的に販売する取引については、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割を本人と判断し、代理店販売と同様に遊技機を出荷した時点にて当社が遊技場に販売した遊技機代金を収益として認識する方法に変更しています。

2 商品化権使用許諾契約に係る収益認識

当社が取得・保有する商品化権の使用許諾契約に係る収益について、従来はすべて、遊技機メーカーと締結した使用許諾契約に基づく収益を認識していましたが、当社が総発売元となる遊技機の商品化権については、買戻し契約に該当する遊技機メーカーへの有償支給取引と判断した結果、該当する遊技機の販売時に有償支給分を仕入価格から控除する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」および「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」および「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しています。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っていません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は35,167百万円増加し、売上原価は34,668百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ499百万円増加しています。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は1,237百万円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ.表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産に掲記していた「商品化権前渡金」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当事業年度より「商品化権」に科目名称を変更しています。

Ⅳ.会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|-----------|----------|
| 関係会社株式 | 5,389百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 7,562百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算定方法

市場価格のない関係会社株式は、取得原価により評価していますが、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行っています。ただし、実質価額が著しく下落した場合でも、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額を行わないこととしています。

また、関係会社貸付金は、債務者の財政状態に基づき個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しています。

②重要な会計上の見積りに用いた仮定

関係会社株式および関係会社貸付金は遊技機開発および製造を行う連結子会社に関するものです。関係会社株式の実質価額は超過収益力等を反映しており、関係会社貸付金の回収可能性の評価は、資金繰り計画により行われています。これらはいずれも事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定されており、事業計画の重要な見積要素は遊技機の販売計画および製造計画です。事業計画には、過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積もりが含まれています。

③重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画は、消費者の嗜好、新型コロナウイルス感染症・その他の世界情勢に起因する原材料調達状況、遊技機業界環境等に影響を受ける可能性があり、これらに变化がある場合には関係会社株式評価損および関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金が計上され、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

V.貸借対照表に関する注記

| | | |
|---------------------|-----------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 建物 | 2,590百万円 |
| | 構築物 | 45百万円 |
| | 車両運搬具 | 26百万円 |
| | 工具、器具及び備品 | 1,425百万円 |
| | 合 計 | 4,086百万円 |
| 2. 担保資産 | | |
| 他の会社の借入金の担保に供している資産 | | |
| 定期預金 | 100百万円 | |
| 合 計 | 100百万円 | |

3. 偶発債務

(1) 当社は遊技機メーカーから遊技場への遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っています。

| | |
|------------------|--------|
| 株式会社ガイア | 36百万円 |
| 株式会社正栄プロジェクト | 23百万円 |
| 朝日商事株式会社 | 18百万円 |
| 株式会社王手 | 12百万円 |
| 有限会社大成観光 | 11百万円 |
| 株式会社ミカドグローバル | 7百万円 |
| 株式会社コロナワールド | 7百万円 |
| 株式会社敬愛 | 7百万円 |
| 株式会社百反 | 5百万円 |
| 株式会社一六商事ホールディングス | 5百万円 |
| その他 | 113百万円 |
| 合 計 | 249百万円 |

(2) 他の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っています。

| | |
|-----------|----------|
| 株式会社ルーセント | 1,930百万円 |
| 合 計 | 1,930百万円 |

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

| | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 130百万円 |
| 長期金銭債権 | 307百万円 |
| 短期金銭債務 | 225百万円 |
| 長期金銭債務 | 7百万円 |

Ⅶ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | | |
|-----------|--------|----------|
| 営業取引 | (売上取引) | 241百万円 |
| | (仕入取引) | 7,235百万円 |
| | (その他) | 582百万円 |
| 営業取引以外の取引 | | 116百万円 |

Ⅷ. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|-------------------|------------|
| 当事業年度末日における自己株式の数 | 2,368,300株 |
|-------------------|------------|

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------------------|------------|
| 退職給付引当金 | 217百万円 |
| 貸倒引当金 | 205百万円 |
| 賞与引当金および役員賞与引当金 | 47百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 26百万円 |
| 商品化権評価損 | 147百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 939百万円 |
| 前渡金評価損 | 85百万円 |
| 減価償却損金算入限度超過額 | 176百万円 |
| 資産除去債務 | 195百万円 |
| 繰越欠損金 | 7,625百万円 |
| その他 | 536百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 10,204百万円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △7,625百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △2,527百万円 |
| 評価性引当額小計 | △10,153百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 51百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去費用 | 51百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 0百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 51百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △0百万円 |

IX. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|--------|
| 1年内 | 218百万円 |
| 1年超 | 136百万円 |
| 合計 | 354百万円 |

X. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末 残高 |
|-----|---------------|------------------------------------|------------|----------------|----------------|----------|---------------|----------|
| | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 子会社 | 株式会社ルーセント | 所有 直接 99.89% | 1名 | 債務保証 不動産の賃借 | — | — | 債務保証 (注 1) | 1,930 |
| 子会社 | 株式会社クロスアルファ | 所有 直接 100% | — | 資金の援助 | 資金の回収 | 658 | 関係会社 長期貸付金 | 1,258 |
| 子会社 | 株式会社スパイキー | 所有 間接 100% | — | 資金の援助 | 資金の貸付 (注 2) | 516 | 関係会社 長期貸付金 | 1,593 |
| 子会社 | 株式会社七匠 | 所有 直接 38.89% 間接 27.78% | — | 資金の援助 資金の借入 | 資金の回収 | 2,050 | 関係会社 長期貸付金 | 3,850 |
| | | | | | 利息の受取 (注 2) | 55 | 未収入金 | 4 |
| | | | | | 資金の返済 | 360 | 関係会社 短期借入金 | 899 |
| 子会社 | 株式会社円谷プロダクション | 所有 直接 51% | — | 資金の借入 | 資金の借入 (注 3) | 1,439 | 関係会社 短期借入金 | 2,416 |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務保証については、保証料の支払いを受けていません。
 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
 3. 資金の借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

X I .収益認識に関連する注記

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

X II.1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 918円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 49円35銭 |

X III.重要な後発事象に関する注記

(持株会社体制への移行のための会社分割)

連結注記表「XII.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

X IV.その他の注記

当座貸越契約、シンジケート型タームローン契約について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約、シンジケート型タームローン契約を締結しています。これらの契約に基づく当事業年度末日の借入金未実行残高は次のとおりです。

| | |
|---------------------|-----------|
| 当座貸越限度額およびタームローンの総額 | 15,100百万円 |
| 借入実行残高 | 4,500百万円 |
| 差引額 | 10,600百万円 |

上記のシンジケート型タームローン契約について、以下の財務制限条項が付されています（契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しています）。

- ① 各事業年度末日における連結貸借対照表および単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2020年3月期末日の金額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。
- ② 2021年3月期末日およびそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書および単体の損益計算書上の経常損失を2期連続して計上しないこと。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

フィールズ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 田 巨 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 西 耕 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィールズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィールズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上